

郵送により消防用設備等の点検報告を行う際の留意事項

千葉市消防局

千葉市消防局では、事業者の皆様が消防署に来訪する負担を削減するため、消防用設備等点検結果報告書（以下「報告書」という。）の郵送による届出を受け付けています。

【郵送により報告する場合の送付書類等】

送付書類等	✓	チェック項目
点検結果報告書（正本） 1部		報告書に記載漏れはありませんか？ ※特に以下の項目の記載漏れに注意してください。 ・「届出日」 ・「防火管理者欄（様式第2）（防火管理者が選任されている場合に限る。）」 ・「立会者欄（様式第2）（点検に立ち会った者がいる場合に限る。）」
		各消防用設備等の点検票の添付漏れはありませんか？ ※特に「非常電源専用受電設備の点検票」と「配線の点検票」の添付漏れに注意してください。（消火器など、非常電源や配線が無いものは添付不要です。）
		消防設備士又は消防用設備点検資格者の資格を有する方が点検を行った場合に「別記様式第3 点検者一覧表」を添付していますか？
		電話番号欄には報告に関して対応可能な方の連絡先が記載されていますか？ ※報告書の内容について確認するため、消防署から連絡する場合があります。
点検結果報告書（副本） 希望部数		正本と同じ内容が記載されていますか？ ※正本のコピーでも構いません。
副本返送用封筒 1通		副本の返信に必要な分の切手は貼ってありますか？ ※郵送の料金については、 日本郵便株式会社HP をご確認ください。 ※郵送以外の返送方法をご希望する場合は、【留意事項】3をご参照ください。
		返送先の宛名は記入してありますか？

【留意事項】

- 1 郵送による報告は、持参による報告と比べると、不明な点をその場で確認できないため、受付や返送の手続きに時間を要する場合がありますので、発送は余裕を持って行ってください。（受付から概ね1～2週間程度で返送しますが、郵送件数の多寡により、返信時期が遅れることがありますのであらかじめご了承ください。）

- 2 郵送の方法については任意ですが、消防局に郵送物が届かない場合、消防局では責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。郵送事故等による書類の紛失を防止するため、簡易書留等の配達記録が残る方法で行っていただくことを推奨します。
- 3 郵送以外の方法で送付される場合は、信書便事業者に依頼する必要がありますので、依頼する前に信書便事業者であることを確認してください。
また、郵送以外の方法で副本の返送をご希望される場合は、信書便事業者の送り状（着払い）を同封してください。
※信書便制度については、[総務省HP](#)をご確認ください。
- 4 点検結果報告書に記載漏れや添付漏れがある場合は、修正等をして再度送付していただくか、直接消防署に来訪していただくこととなりますのであらかじめご了承ください。
- 5 返信用封筒がない場合や必要な料金分の切手が貼られていない場合は、改めて返送用封筒を送付していただくか、直接消防署に来訪していただくこととなりますのであらかじめご了承ください。

【送付先】 -----

点検報告を行う建物が所在する区の消防署に送付してください。

送付先の住所や宛名は下表のとおりです。（宛先部分を切り取って封筒にお貼りください。）

建物の所在区	宛先
中央区	〒260-0854 千葉市中央区長洲1丁目2-1 千葉市消防局中央消防署 予防課予防係
花見川区	〒262-0013 千葉市花見川区犢橋町107-2 千葉市消防局花見川消防署 予防課予防係
稲毛区	〒263-0024 千葉市稲毛区穴川4丁目12-2 千葉市消防局稲毛消防署 予防課予防係
若葉区	〒264-0001 千葉市若葉区金親町244-1 千葉市消防局若葉消防署 予防課予防係
緑区	〒266-0031 千葉市緑区おゆみ野3丁目15-1 千葉市消防局緑消防署 予防課予防係
美浜区	〒261-0011 千葉市美浜区真砂5丁目15-6 千葉市消防局美浜消防署 予防課予防係